



宮 崎 県 公 報

平成30年5月7日(月曜日) 第 2992 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

| | |
|---|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○指定自立支援医療機関(更生医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 1 | |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(商工政策課) 1 | |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(農村整備課) 2 | |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………(“ ”) 3 | |

| |
|-------------------------------------|
| ○県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(農村整備課) 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了……………(“ ”) 4 |
| 教育委員会告示 |
| ○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 4 |
| 選挙管理委員会告示 |
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4 |
| ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5 |
| ○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…………… 5 |

告 示

宮崎県告示第 490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。
平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所在地 | 所在地 | | 変 更 年 月 日 |
|------------------|-----|-----------------|-------------------|------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会医療法人 泉和会 千代田病院 | 日向市 | 日向市鶴町 2丁目9番 20号 | 日向市大字 日知屋字古田町88番地 | 平成24年 7月1日 |

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール都城駅前
都城市栄町4672番地 外34筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成30年2月23日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年5月7日から平成30年6月7日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス小林堤店
小林市大字堤字金鳥居2994番12 外5筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
平成30年3月30日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年5月7日から平成30年6月7日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス小林西店
小林市大字細野字榎原1567-1 外9筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
平成30年3月30日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年5月7日から平成30年6月7日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、江田山崎土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 井野義美 | 宮崎市山崎町四郎房 935番地 |
| 理事 | 桑畑節夫 | 宮崎市阿波岐原町猿野3224番地 |
| 理事 | 富永啓明 | 宮崎市山崎町四郎房 880番地 |
| 理事 | 中原勇二 | 宮崎市阿波岐原町宮神3125番地5 |
| 理事 | 中原雅実 | 宮崎市阿波岐原町江田原1700番地 |
| 監事 | 近藤邦浩 | 宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地 |
| 監事 | 近藤國幸 | 宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地2 |

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------------|
| 理事 | 井野義美 | 宮崎市山崎町四郎房 935番地 |
| 理事 | 桑畑節夫 | 宮崎市阿波岐原町猿野3224番地 |
| 理事 | 富永啓明 | 宮崎市山崎町四郎房 880番地 |

| | | |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 中原勇二 | 宮崎市阿波岐原町宮神3125番地5 |
| 理事 | 中原雅実 | 宮崎市阿波岐原町江田原1700番地 |
| 監事 | 近藤邦浩 | 宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地 |
| 監事 | 近藤國幸 | 宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地2 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宮崎市北土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 坂本中保 | 宮崎市大字瓜生野 119番地 |
| 理事 | 日高福一 | 宮崎市大字瓜生野3242番地1 |
| 理事 | 川越定光 | 宮崎市大字大瀬町3042番地 |
| 理事 | 鳥丸秀秋 | 宮崎市大字上北方 148番地1 |
| 理事 | 西元一夫 | 宮崎市大字糸原 291番地1 |
| 理事 | 湯地將之 | 宮崎市大字瓜生野 998番地 |
| 理事 | 押川芳彦 | 宮崎市大字大瀬町 931番地1 |
| 理事 | 原田俊 | 宮崎市大字糸原2605番地ロ号 |
| 理事 | 坂本久光 | 宮崎市大字瓜生野2528番地3 |
| 理事 | 外山康博 | 宮崎市大字大瀬町5815番地 |
| 理事 | 岩下則男 | 宮崎市大字糸原3546番地2 |
| 監事 | 赤井信隆 | 宮崎市大字瓜生野4542番地4 |
| 監事 | 黒木浩二 | 宮崎市大字大瀬町1683番地3 |
| 監事 | 坂本泰良 | 宮崎市大字上北方 774番地2 |
| 監事 | 佐山高志 | 宮崎市大字糸原2328番地1 |

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 理 事 | 坂 本 中 保 | 宮崎市大字瓜生野 119番地 |
| 理 事 | 日 高 福 一 | 宮崎市大字瓜生野3242番地 1 |
| 理 事 | 川 越 定 光 | 宮崎市大字大瀬町3042番地 |
| 理 事 | 佐 山 高 志 | 宮崎市大字糸原2328番地 1 |
| 理 事 | 鳥 丸 秀 秋 | 宮崎市大字上北方 148番地 1 |
| 理 事 | 湯 地 將 之 | 宮崎市大字瓜生野 998番地 |
| 理 事 | 白 波 市 郎 | 宮崎市大字大瀬町 955番地ロ |
| 理 事 | 内 山 博 幸 | 宮崎市大字糸原 490番地 |
| 理 事 | 坂 本 久 光 | 宮崎市大字瓜生野2528番地 3 |
| 理 事 | 日 高 正 晴 | 宮崎市大字大瀬町5825番地 |
| 理 事 | 鈴 木 隼 人 | 宮崎市大塚町田淵ヶ原4038番地コ ンフォールレ原田A棟 205号 |
| 監 事 | 赤 井 信 隆 | 宮崎市大字瓜生野4542番地 4 |
| 監 事 | 原 田 和 博 | 宮崎市大字大瀬町 820番地 1 |
| 監 事 | 坂 本 泰 良 | 宮崎市大字上北方 774番地 2 |
| 監 事 | 河 野 容 三 | 宮崎市大字糸原3530番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|-------------------|
| 理 事 | 小 原 正 美 | 宮崎市南方町御供田1181番地 2 |
| 理 事 | 齊 藤 弘 一 | 宮崎市池内町松元3851番地 |
| 理 事 | 中 村 初 美 | 宮崎市池内町小鹿黒3551番地 3 |
| 理 事 | 野 中 利 三 郎 | 宮崎市池内町前吾田1081番地 |
| 理 事 | 福 田 耕 一 | 宮崎市南方町迫之山62番地 |

| | | |
|-----|-----------|-----------------|
| 監 事 | 服 部 国 夫 | 宮崎市池内町前吾田1085番地 |
| 監 事 | 久 保 田 章 生 | 宮崎市南方町垣下 498番地 |

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|------------------|
| 理 事 | 日 高 勝 | 宮崎市池内町松元3838番地 |
| 理 事 | 長 田 和 夫 | 宮崎市南方町垣下 576番地 3 |
| 理 事 | 小 松 利 徳 | 宮崎市南方町垣下 569番地 |
| 理 事 | 大 野 國 博 | 宮崎市池内町立野1909番地 |
| 理 事 | 清 山 豊 光 | 宮崎市池内町後吾田1260番地 |
| 監 事 | 服 部 国 夫 | 宮崎市池内町前吾田1085番地 |
| 監 事 | 久 保 田 章 生 | 宮崎市南方町垣下 498番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------|
| 理 事 | 日 高 強 | 国富町大字深年3089番地 1 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、野尻原地区県営土地改良事業（小林市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
平成30年5月7日から平成30年6月4日まで

3 縦覧場所
小林市野尻総合支所 地域整備課内

4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画

の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、苧畑地区県営土地改良事業（えびの市、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年5月16日から平成30年6月13日まで
- 縦覧場所
えびの市役所 農林整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成30年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|--------------|------------------|------------|
| 西臼杵 | 高千穂町 日之影町 | 広域営農団地 農道整備事業 | 平成30年3月27日 |

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成29年宮崎県教育委員会告示第9号）は廃止する。

平成30年5月7日

宮崎県教育委員会教育長 四本 孝

| 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容 | | 口頭により開示請求を することができる期間 | 口頭により開示請求を することができる場所 |
|---|--|---|--------------------------|
| 試験の名称 | 開示する内容 | | |
| 宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験 | 総合順位（第1次試験の結果については不合格者に係るものに限る。） | 試験結果を発送した日から起算して1月間 | 宮崎県教育庁教育政策課 |
| 宮崎県立高等学校入学者選抜 | 推薦・連携型入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数）及び合計点 | 合格発表の日から起算して1月間 | 受検者が受検した県立学校 |
| 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜 | 作文及び適正検査の結果 | 入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の3月31日まで | 受検者が志願した県立学校 |
| 宮崎県公立学校教員採用選考試験 | 第1次試験及び第2次試験についての総合ランク、得点及び評価（いずれも不合格者に係るものに限る。） | 試験結果を発送した日から起算して1月間 | 宮崎県教育庁教職員課 |
| 宮崎県公立学校実習助手採用選考試験 | 同上 | 同上 | 同上 |

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の

組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年4

月14日現在次のとおりである。

平成30年5月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,498人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,607人

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年4月14日現在次のとおりである。

平成30年5月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西都市・西米良村選挙区 9,041人

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以降における政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成30年5月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|---------|----------|----------------|
| 酒谷クラブ | 三 浦 万 尚 | 三 浦 裕 子 | 日南市大字酒谷甲 851番地 |
| にれたよしひろ後援会 | 東 森 松 男 | 原 口 清 春 | 都城市高木町4878番地2 |
| 三浦ばんしょう後援会 | 三 浦 万 尚 | 三 浦 裕 子 | 日南市大字酒谷甲 851番地 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|